

第 1 4 6 回 岡山市第一農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和 5 年 4 月 1 8 日（火）午後 2 時 0 0 分
- 2 開会の日時 令和 5 年 4 月 1 8 日（火）午後 1 時 5 3 分
- 3 閉会の日時 令和 5 年 4 月 1 8 日（火）午後 3 時 0 4 分
- 4 会議の場所 岡山市北区春日町 5 番 6 号 岡山市勤労者福祉センター 4 階大会議室
- 5 出席委員の氏名並びに出席，欠席の別

出席 名 欠席 名

議席番号	氏 名	出欠の別	議席番号	氏 名	出欠の別
1	秋山 幸江	出席	1 0	久山 優	出席
2	荒井 隆文	出席	会長	黒田 栄三郎	出席
職務代理	池上 克己	出席	1 2	小橋 久宣	出席
4	板野 元次	出席	1 3	小林 弘幸	出席
5	浦上 和己	出席	1 4	角南 一昭	出席
6	遠藤 茂	出席	1 5	長瀬 孝司	出席
7	賀門 義和	欠席	1 6	信定 知福	欠席
8	河田 敬司	欠席	1 7	和田 修一郎	出席
9	國定 豪	出席			

- 6 事務局出席者
事務局：担当局長 佐古 和之
総務・農政担当課長 菱川 真輔 農地担当課長 竹田 了久 主幹 佐藤 孝司
担当課長補佐 逢坂 篤之 農地担当係長 田尾 和宏 主任 山田 遼介

7 傍聴者 0 名

8 議 題

第 1 号議案 農地関係申請等について

- 申 請 等 (1) 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について
 (2) 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請について
 (3) 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について
 (4) 転用事業計画変更承認申請について
 (5) 農地法第 1 8 条第 1 項の規定に基づく許可申請について
 (6) 岡山市農用地利用集積計画の決定について（所有権の移転）
 (7) 岡山市農用地利用集積計画の決定について（利用権の設定）
 (8) 岡山市農用地利用集積計画の決定について（利用権の設定及び転貸）
 (9) 岡山市農用地利用集積計画の決定について（利用権の移転）
 (10) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく届出について
- 報 告 (1) 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による転用届について
 (2) 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約通知について
 (3) 農地法施行規則第 2 9 条第 1 号該当転用届について
 (4) 農地改良届について

第 2 号議案 農政関係等について

- (1) 令和 4 年度の活動実績について

- (2) 令和5年度最適化活動の目標の設定等について
- (3) 令和5年度の活動計画について
- (4) 農業委員・推進委員の改選について
- (5) その他

9 議事録署名委員の番号及び指名 9番 國定 豪 13番 小林 弘幸

10 議事の内容

議長 みなさんご苦勞様です。ただいまから岡山市第一農業委員会第146回総会を開会します。(あいさつ)

議事録署名委員を指名します。9番 國定委員, 13番 小林委員にお願いします。

議案の審議の前に, 事務局, 訂正等あればお願いします。

田尾係長 議案の訂正があります。本日お配りした正誤表をご覧ください。

1 ページ8番, 「10a当り価格」の欄, 「 円」を, 「総額 円」に, 5 ページ3番, 「面積」の欄, 大安寺南町二丁目 の面積「4,322.00」を, 「4,237.00」に, 合計面積「4,385.00」を「4,447.00」に訂正願います。

議長 それでは, 議案の審議に入ります。

第1号議案, 農地関係申請等について, を上程します。

申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長 1 ページ1番, 受人は今岡に居住し, 約44aの農地を耕作する農業者で, 公共工事の替地により今岡の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係等, いずれも問題ないことから許可要件を全て満たしていると考えます。

2番, 受人は津高に居住し, 約35aの農地を耕作する農業者で, 増反により津高の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係等, いずれも問題ないことから許可要件を全て満たしていると考えます。

3番, 受人は一宮に居住し, 約1.2haの農地を耕作する農業者で, 増反により今岡の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係等, いずれも問題ないことから許可要件を全て満たしていると考えます。

4番, 受人は平田に居住し, 約56aの農地を耕作する農業者で, 受贈により平田の田の持分を取得し単独所有にするものです。

取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係等, いずれも問題ないことから許可要件を全て満たしていると考えます。

5番, 受人は吉宗に居住し, 約43aの農地を耕作する農業者で, 増反により吉宗の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係等, いずれも問題ないことから許可要件を全て満たしていると考えます。

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて, 協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

秋山委員 中・中央地区協議会で, 1番から5番までの5件について協議したところ, 事務局の説明のとおりで, いずれも許可意見としており, 農業委員としても同様の意見です。

議 長
全 員
議 長
田 尾 係 長

他の委員さん、何かご意見がありますか。

異議なし。

次に、北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

1 ページ6番、7番は同時申請で交換のため、まとめて説明します。

6番、受人は川入に居住し、世帯で約73aの農地を耕作する農業者で、交換により川入の田を所有権移転しようとするものです。

7番、受人は川入に事務所を置き、約24.8haの農地を耕作する農地所有適格法人で、交換により川入の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、7番については農地所有適格法人の要件を満たすことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

8番、受人は総社市総社に居住し、世帯で約2.1haの農地を耕作する会社役員兼農業者で、増反により足守の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

9番、受人は下足守に居住し、世帯で約1haの農地を耕作する農業者で、増反により下足守の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

2 ページ10番、受人は倉敷市真備町市場に事務所を置き、約48.1haの農地を耕作する農地所有適格法人で、増反により高松原古才の田、加茂の田を所有権移転しようとするものです。

農地所有適格法人の要件を満たすこと、また、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

11番、受人は南区千鳥町に居住し、世帯で約3.6aの農地を耕作する会社役員兼農業者で、増反により東山内の畑を所有権移転しようとするものです。なお、受人は申請地近隣の住居を購入しており、転居予定となっています。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議 長
小 橋 委 員

北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

北・吉備地区協議会で、6番から11番までの6件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長
全 員
議 長
山 田 主 任

他の委員さん、何かご意見がありますか。

異議なし。

次に南区の説明を事務局からお願いします。

12番、受人は中畦に居住する建築板金業兼農業者で、新規就農により中畦の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

13番、受人は内尾に居住し、世帯で約65aの農地を耕作する会社役員兼

農業者で、増反により内尾の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

14番、受人は曾根に居住し、世帯で約1.4haの農地を耕作する農業者で、増反により曾根の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

15番、受人は妹尾に居住し、世帯で約92aの農地を耕作する会社役員兼農業者で、増反により山田の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

16番、受人は北区今保に居住し、世帯で約74aの農地を耕作する会社役員兼農業者で、増反により山田の田畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

17番、受人は三浜町一丁目に居住し、世帯で約1.1haの農地を耕作する農業者兼法人役員で、増反により阿津の田畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

3ページ18番、受人は倉敷市林に居住し、世帯で約94aの農地を耕作する農業者で、増反により西高崎の田畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見を願います。

小林委員 南区協議会で、12番から18番までの7件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは、申請等(1)の中・中央地区1番から南区18番までの18件全件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定します。

次に申請等(2)農地法第4条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局から願います。

田尾係長 4ページ1番、転用目的は農業用倉庫です。

申請人は一宮山崎に居住する農業者ですが、申請地に隣接する宅地にある倉庫が老朽化のため除却し、現在農機具を保管している自宅敷地は坂の上であり、前面道路も狭く不便なため、耕作地から近い申請地に農業用倉庫を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画など、一般基準上も問

題ないと考えます。

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

秋山委員 中・中央地区協議会で、1番について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長 4ページ2番、転用目的は露天駐車場です。

申請人は、申請地の北側隣接地に居住しており、平成23年10月に許可を受けた申請地の南側隣接地を駐車場として利用してきましたが、車の台数が増え、新たに駐車場を確保する必要が生じたため、申請人の所有地である申請地を露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

小橋委員 北・吉備地区協議会で、2番について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは、申請等(2)は、中・中央地区1番及び北・吉備地区2番の2件ですが、いずれも許可と決定してよろしいか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。

議長 次に、申請等(3)農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。

中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長 5ページ1番、転用目的は道路です。

申請人は、北区大窪に居住しており、住宅への通行のため申請地北側の市道を利用していますが有効道路幅員が2.1mと非常に狭く、脱輪・隣接塀への接触等危険な状態のため、申請地の所有権を移転し道路にしようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番、転用目的は自己専用住宅地の拡張です。

申請人は申請地の隣接地の持ち家で妻と子ども1人の3人で生活していますが、敷地が狭く形状がいびつなため、隣接地である申請地を含めて成型な敷地にして一体利用するものです。

農地区分は、農地の広がり10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題

ないと考えます。

3番、転用目的は診療所です。

申請人は、北区万成東町に主たる事務所を置く法人で、主な事業は病院・診療所の経営です。需要が増え、駐車スペースが足りなくなったため、事業拡大に十分な面積がある申請地の所有権を移転し、既存非農地の隣地と一体利用した診療所を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。転用面積については、3階建てで建築面積約1,200㎡の健診センターを建設する事業計画から適切な面積と判断されます。また、被害防除計画など、その他の一般基準上も問題ないと考えます。

4番、令和4年10月19日付農振除外済案件で、転用目的は自己専用住宅です。

申請人は、苫田郡鏡野町の借家に申請人と子ども1人の3人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから現住居を退去し、申請人の転勤が決まっている勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

5番および6番については、同じ地域ですのでまとめて説明します。

転用目的は、いずれも自己専用住宅です。

5番、申請人は総社市の借家に妻と2人で生活しており、出産を控え、家財道具が増え手狭になったことから現住居を退去し、申請人の妻の実家に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

6番、申請人は北区今六丁目の借家に申請人と子ども1人の3人で生活しており、家財道具が増え手狭になったことから現住居を退去し、申請人(妻)の実家に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分は、農地の広がり10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

7番、令和5年3月30日付農振除外済案件で、転用目的は分家住宅です。

申請人は、北区長野の父所有の居宅に夫と子ども2人及び両親の6人で居住していますが、子供の成長に伴い、家財道具が増え手狭になったため、実家に近く、父所有の申請地に使用貸借権を設定し、分家住宅を建築しようとするものです。なお、退去する住居には引き続き両親が居住します。

農地区分は、農地の広がり10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画など、一般基準上も問題ないと考えます。

8番、令和4年3月17日付農振除外済案件で、転用目的は自己専用住宅です。

申請人は、北区佐山の実家に両親と居住していますが、結婚が決まり、家族が増えて住居が手狭になったため、実家に近い、父が所有する申請地に使用貸借権を設定し、自己専用住宅を建築しようとするものです。なお、実家には引

き続き両親が居住します。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画など、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

秋山委員 中・中央地区協議会で、1番から8番までの8件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に北・吉備地区の説明をお願いします。

田尾係長 5ページ9番、転用目的は自己専用住宅です。

申請人は、現在、庭瀬の賃貸住宅に家族3人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭となったことから現住居を退居し、申請人の実家に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

小橋委員 北・吉備地区協議会で、9番について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長 5ページ10番、転用目的は自己専用住宅です。

申請人は埼玉県志木市の借家に妻と2人で生活していますが、両親の老後の世話をするために、実家に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画など、一般基準上も問題ないと考えます。

11番、本件は令和5年3月30日付農振除外済案件で、転用目的は自己専用住宅です。

申請人は中区桑野の借家に妻と子ども1人の3人で生活していますが、家財道具が増え手狭となったこと、高齢の祖母の介護、祖母所有の近隣の農地を引継ぎ通作するのに利便性の良いことから、実家に隣接する申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画など、一般基準上も問題ないと考えます。

6ページ12番、本件は令和5年3月30日付農振除外済案件で、転用目的

は露天資材置場で、現在一時転用中です。

申請人は北区神田町二丁目に本店を置き産業廃棄物中間処理業等を営む法人です。申請人は隣接地を含む周辺において約7,200㎡の敷地を建部工場として使用していますが、事業拡大により、製品保管場が手狭になったため、既存資材置場に隣接する申請地に賃借権を設定し、令和2年4月より露天資材置場として一時転用許可を受け使用してきました。引き続き同様に利用するため永久転用許可を受けるものです。

農地区分は、特定土地改良事業8年経過地の1種農地と判断されますが、工場隣接で集落に接続した業務上必要な施設であり、例外的に許可が可能です。また、転用面積、被害防除計画など、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

浦上委員 御津・建部地区協議会で、10番から12番までの3件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

山田主任 6ページ13番、転用目的は、自己専用住宅です。

申請人は芳泉三丁目の借家に、夫婦と子ども1人で生活していますが、家財道具が増え手狭となったことから、妻の職場及び、夫の実家に近くなる申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

14番、転用目的は露天資材置場・重機車輛置場で、現在一時転用中です。

申請人は北区野田二丁目にて建設業を営む法人ですが、取引先及び会社からも近い場所に資材置場として使える場所を探しており、令和2年4月に一時転用許可を受け使用してきました。引き続き同様に使用するため永久転用許可を受けるものです。

農地区分は、福田地域センターから300m以内の3種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

15番から18番までは同じ地域ですので併せて説明します。転用目的はいずれも自己専用住宅です。

15番、申請人は大福の借家に、夫婦と子ども2人で生活していますが、家財道具が増え手狭となったことから、現居住地から近く、生活環境の変わらない申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

16番、申請人らは藤田の借家に、夫婦で生活していますが、家財道具が増え手狭となったことから、妻の勤務先及び夫の実家に近くなる申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

17番、申請人らは北区神田町一丁目の借家に、夫婦で生活していますが、家財道具が増え手狭となったことから、妻の勤務先及び実家に近くなる申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

18番, 申請人らは倉敷市中庄の借家に, 夫婦で生活していますが, 家財道具が増え手狭となったことから, 夫婦の勤務先に近くなる申請地の所有権を移転し, 自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分は, 福田地域センターから半径500m内の宅地割合が40%を超える場合に, 40%となるまで半径を延長した範囲内である2種農地と判断され, 転用目的は問題ないと考えます。また, 転用面積・被害防除計画等, 一般基準上も問題ないと考えます。

7ページ19番, 転用目的は, 露天駐車場で, 永久転用を目的とした一時転用です。

申請人は箕島に本店を置き, 建設業を営む法人ですが, 従業員及び来客用の駐車スペースが不足しているため, 事務所から近い申請地に賃貸借権を設定し, 露天駐車場として転用するものです。

農地区分は, 農地の広がり10ha未満の2種農地と判断され, 転用目的は問題ないと考えます。また, 転用面積・被害防除計画等, 一般基準上も問題ないと考えます。

20番, 本件は令和5年3月30日付で農振除外公告済の案件です。転用目的は露天資材置場で, 一時転用中です。

申請人は大福にてパレット製造業を営む者ですが, 業務拡大に伴い露天資材置場が手狭になったため, 事務所や既存の資材置場に隣接する申請地に使用貸借権を設定し使用してきましたが, この度所有権移転にて本転用申請を行うものです。

農地区分は, 農地の広がり10ha未満の2種農地と判断され, 転用目的は問題ないと考えます。また, 転用面積・被害防除計画等, 一般基準上も問題ないと考えます。

21番, 本件は令和5年3月30日付農振除外済案件で, 転用目的は自己専用住宅です。

申請人らは中区高屋の借家に, 夫婦と子ども一人で生活していますが, 家財道具が増え手狭となったことから, 夫の実家に近くなる, 祖父所有の申請地の所有権を移転し, 自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は, 農地の広がり10ha未満の2種農地と判断され, 転用目的は問題ないと考えます。また, 転用面積・被害防除計画等, 一般基準上も問題ないと考えます。

22番, 転用目的は農家住宅です。

申請人は妹尾の持ち家に家族で生活していますが, 現在の居住地を含め, 周辺一帯が開発事業用地になることとなり, 現住居を立ち退かなければならなくなりました。そのため現居住地及び農地からも近い申請地の所有権を移転し, 農家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は, 農地の広がり10ha未満の2種農地と判断され, 転用目的は問題ないと考えます。また, 転用面積・被害防除計画等, 一般基準上も問題ないと考えます。

23番, 本件は令和5年3月30日付農振除外済案件で, 転用目的は分家住宅です。

申請人は倉敷市四十瀬の借家に, 夫婦と子ども一人で生活していますが, 家財道具が増え手狭となったことから, 夫の実家に近くなる, 祖父所有の申請地

の所有権を移転し、分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ha以上で、高性能農業機械による営農に適した甲種農地ですが、集落に接続した住宅であり、祖父の所有地で他に代替地がないことから、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

24番と25番は一体利用のため、併せて説明します。転用目的は24番は自己専用住宅、25番は宅地及びその進入路部分です。

申請人は箕島にある祖父所有の持家に、両親、祖父、夫婦と子ども一人で居住していますが、家財道具が増え手狭となったことから、夫の実家に近い、父所有の申請地の住宅建築部分に使用貸借権を設定し、宅地及び進入路部分の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

26番、転用目的は露天駐車場・露天資材置場です。

申請人は北区中仙道二丁目に本店を置き、土木建設業を営む法人ですが、既存の資材置場では手狭なため、交通至便である申請地の所有権を移転し、露天駐車場・露天資材置場に転用しようとするものです。

農地区分は、福田地域センターから300m以内の3種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

27番、本件は令和5年3月30日付農振除外済案件で、転用目的は農家住宅です。

申請人は妹尾の持ち家に夫婦と子ども二人で生活していますが、所有している農地が現住居からは少し遠方にあること、また作業機械を保管するスペースが不足しているため、現在の居住地を退去し、所有している農地に近くなる申請地の所有権を移転し、農家住宅を建築しようとするものです。なお、現住居は売却し、新居の建築資金に充当する予定です。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

8ページ28番と29番は同時申請のため、併せて説明します。転用目的はいずれも露天資材置場・露天駐車場です。

申請人は28番、29番共に箕島に本店を置き、建設業を営む法人ですが、公共工事等の受注量が増加し、新たに重機の購入を予定していますが、既存の駐車場では手狭であること及び、既存の資材置場についても同様に手狭となったことから、事務所から近い申請地の所有権を移転し、露天資材置場・露天駐車場として転用するものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長

南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

小林委員

南区協議会で、13番から29番までの17件について協議したところ、事

務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは、申請等（3）は、1番から29番までの29件全件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは、そのように決定いたします。

なお、3番は転用面積が3,000㎡を超えていますので、4月28日開催の県農業会議に諮問し、その答申を受けて許可指令書を交付することとします。

次に申請等（4）転用事業計画変更承認申請についての審議に入ります。

北・吉備地区の説明をお願いします。

田尾係長 9ページ1番、本件は、令和5年2月24日付で自己専用住宅を目的に許可となった案件で、事業者は変わらず、権利種別を変更するものです。

当初転用者の夫婦は、夫の父が所有する農地に使用貸借権を設定し、自己専用住宅を建築する予定でしたが、住宅ローン借入で土地を担保に入れるにあたり、金融機関から土地の名義を建築主（夫婦）にすることを求められたため、権利種別を使用貸借権設定から所有権移転に変更して転用事業を行おうとするものです。共有持分割合の設定を含む権利種別以外の変更はありません。

議 長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

小橋委員 北・吉備地区協議会で1番について協議したところ、事務局説明のとおりで、承認意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等（4）については、北・吉備地区1番の1件を承認と決定してよろしいですか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは、そのように決定します。

次に申請等（5）農地法第18条第1項の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長 10ページ1番、前回保留となった案件で、申請人は賃貸人（所有者）の■■■■氏で、賃貸借契約の解約申請です。申請理由ですが賃借人は少なくとも平成29年以降5年間は申請地を耕作しておらず、それ以前も相続後は委託による耕作か不耕作であった。賃借人に解約の意思はないが、賃借人による耕作は将来にわたって見込まれず、申請人は今後、耕作する隣接農地と一体的に利用して耕作したいため、契約を解約したいというものです。

これまで所有者側へ聴き取りを行い、借人側の権利者調査により、権利者12名へ文書照会をし、その回答を受けて借人側は■■■■氏に聴き取りを行ったところ です。

双方の主張を取りまとめたうえで、さらに調査や再聴取が必要かどうか、協議予定であるため、地区協議会では保留意見となっております。

議長 協議会では保留意見ということですが、他の委員さん、何かご意見がありますか。

全議員 異議なし。

議長 それでは申請等（５）については、中・中央地区の１件を保留と決定してよろしいですか。

全議員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。

次に別紙議案の、岡山市農用地利用集積^{しゅうせき}計画の決定について、申請等（６）所有権の移転、（７）利用権の設定、（８）利用権の設定及び転貸^{てんたい}、（９）利用権の移転を一括して審議します。事務局から説明をお願いします。

田尾係長 本年２月取りまとめの利用集積計画について説明します。別冊の議案をご覧ください。

まず、（６）所有権の移転は、１ページ南区１番の１件です。これは、農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業で、農地の所有者から財団への移転です。

次に、（７）利用権の設定は、２ページ中・中央地区１番から５６ページ南区３４０番まで、（８）利用権の設定及び転貸は、５７ページ中・中央地区１番から９２ページ南区２８番まで、（９）利用権の移転は、９３ページ北・吉備地区１番から７番までです。

（７）から（９）までの件数等は、別紙の集計表をご覧ください。岡山市全体の集計、第一農業委員会の集計、各地区の集計となっています。第一農業委員会の集計は、２ページ目に記載がありますが、件数は全体で６１３件、その内訳は、新規１６４件、更新４４９件で、利用権の設定にかかわる面積の合計が２,３９０,２０８.２８㎡、利用権の移転にかかわる面積の合計が１５,０９６.００㎡、利用権の転貸にかかわる面積の合計が４９３,４９２.００㎡となっています。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられ、各地区協議会の審議では、いずれも承認意見となっています。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全議員 異議なし。

議長 それでは、申請等（６）から（９）までの農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全議員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。

次に、申請等（１０）農地法第３条の３第１項の規定による届出について、事務局より説明をお願いします。

田尾係長 １１ページ１番から１４ページ１３番までの１３件で、すべて相続による所有権取得です。５番はあっせん等の希望がありますので、内容を確認する予定です。

各地区協議会では、いずれも問題なく受理意見です。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全議員 異議なし。

議長 それでは、申請等（１０）については、１３件全件を問題なく受理と決定して

よろしいか。

全 員
議 長

異議なし。

それでは、そのように決定します。

次に報告に移ります。事務局から説明をお願いします。

田 尾 係 長

報告（１）農地法第５条第１項第７号の規定による転用届については、１５ページ１番から１６ページ１３番までの１３件で、転用目的は、分譲住宅地６件、住宅展示場１件、敷地拡張１件、露天資材置場２件、自己住宅１件、長屋住宅１件、共同住宅敷地１件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（２）農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知については、１７ページ１番から１８ページ１２番までの１２件で、解約理由は耕作目的１件、転用目的１件です。離作料は記載のとおりとなっています。

報告（３）農地法施行規則第２９条第１号該当転用届については、１９ページ１番から７番までの７件で、内容は、農業用通路３件、カーポート（農業用）１件、農業機械用進入路１件、農業用倉庫１件、農業用通路及び作業場１件です。

報告（４）農地改良届については、２０ページ１番から５番までの５件で、内容は普通野菜畑３件、育苗圃１件、果樹園１件です。

議 長
全 員

これらの報告について、ご質問等がありますか。

ありません。

議 長

それでは、これで第１号議案の審議を終了します。続いて、第２号議案農政関係等について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局

第２号議案を説明

議 長

以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。他に何かありますか。

事 務 局

次回総会予定（５月１８日（木）勤労者福祉センター４階大会議室）

職 務 代 理

これにて本日の総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。

閉会 午後３時４分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名する。

議 長

署名委員

署名委員